

自治体DX推進計画概要



総務省

令和2年12月25日

自治行政局
地域力創造グループ
地域情報政策室

自治体DX推進計画の意義・目的

自治体におけるDX推進の意義

※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

- 政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。
このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要である。
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる とともに、
 - ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。

※EBPM：Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

自治体DX推進計画策定の目的

- 政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていく。

自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」こととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

推進体制の構築

- 組織体制の整備
- デジタル人材の確保・育成
- 計画的な取組み
- 都道府県による市区町村支援

重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

DX推進のため、以下により、推進体制を構築

○組織体制の整備

首長、CIO、CIO補佐官等を含めた**全庁的なマネジメント体制の構築**

○デジタル人材の確保・育成

全庁的なDX推進体制構築にあたり、**外部人材の活用・職員の育成を推進**

【国の支援策等】総務省・内閣官房(デジタル庁)・都道府県の連携による外部人材確保の仕組みの構築、
総務省・内閣官房(デジタル庁)の連携による「共創プラットフォーム」の創設・自治体職員への研修等の実施、
新たに、市町村が外部人材を雇用する場合の経費について特別交付税措置(措置率0.5)

○計画的な取組み

重点取組事項に係る目標時期や国の動向(標準仕様策定等)を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組み

【国の支援策等】2021年夏を目途に、総務省が自治体DX推進手順書を策定

○都道府県による市区町村支援

市区町村における**個別の施策の着実な推進、デジタル技術の共同導入、人材確保**について支援

重点取組事項①

重点取組事項	国の主な支援策等
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化 目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】 自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を2021年通常国会に提出【総務省・内閣官房】 国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】 2020年度第3次補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援（国費10/10 1508.6億円 2025年度まで）【総務省】
<p>② マイナンバーカードの普及促進 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】 2020年度第3次補正予算において、出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実に対する支援を実施(783.3億円)【総務省】
<p>③ 自治体の行政手続のオンライン化 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【内閣府】 マイナポータルのUI・UX改善【内閣府】 2020年度第3次補正予算において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援（国費1/2 249.9億円 2022年度まで）【総務省】
<p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進 ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】 AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築(自治体スマートプロジェクト事業)【総務省】 [再掲]デジタル人材の確保・育成【総務省・内閣官房】

重点取組事項②

重点取組事項	国の主な支援策等
<p>⑤ テレワークの推進 テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進 ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・LGWAN-ASPによるテレワーク環境の提供【総務省】 ・テレワーク導入事例等の提供【総務省】
<p>⑥ セキュリティ対策の徹底 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】 ・2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】

【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
<p>① 地域社会のデジタル化 デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】
<p>② デジタルデバйд対策 「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】 ・[再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】

※予算に関わるものは当該予算の成立が前提

※所管については現時点での所管省庁を記載

「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI

重点取組事項	「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化 【内閣官房、総務省、関係省庁】</p>	<p>目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。</p> <p><KPI></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合 ・標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合 ・地方公共団体の情報システムの運用経費等（2026年度（令和8年度）に2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割削減。更なる削減目標の上積みを目指す）
<p>② マイナンバーカードの普及促進 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】</p>	<p>令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する。</p>
<p>③ 自治体の行政手続のオンライン化 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】</p>	<p>デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度(令和4年度)末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。</p> <p><KPI></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備 ・処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続のオンライン利用率 ・住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続のマイナポータル利用の人口カバー率
<p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進 【総務省】</p>	<p>AIやRPAなどのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築するとともに、先進事例について、横展開を推進する。</p> <p><KPI></p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

※「デジタル・ガバメント実行計画」等：「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

※所管については現時点での所管省庁を記載

參考資料

自治体情報システムの標準化・共通化

基本的な考え方

- 各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

〈参考〉国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形で財政的な支援を行う（※）。

（※）J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に時限的な基金を創設するとともに、J-LISへの国のガバナンスを強化する法改正に際し、基金の位置付けについても検討する。

令和2年度第3次補正予算（案）

- 1 自治体情報システムの標準化・共通化** 1,509億円【基金（令和7年度まで）】
 - ・ 基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）に対する補助（国費10/10）
- 2 オンライン手続の推進（マイナポータル）** 250億円【基金（令和4年度まで）】
 - ・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費に対する補助（国費1/2）
- 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行** 29億円【基金（令和4年度まで）】
 - ・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助（国費1/2）

「（仮称）Gov-Cloud」の整備

- 国の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を早期に整備し、その運用を開始する。
- これにより、業務改革（BPR）、業務・データの標準化等を前提に、「（仮称）Gov-Cloud」を活用して各システムを構築することで迅速な構築・柔軟な拡張・最新のセキュリティ対策・コストの大幅低減などを実現できる。
- また、独立行政法人、**地方自治体**、準公共分野（医療、介護、教育等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、**具体的な対応方策や課題等について検討を進める**。

自治体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用

- **自治体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する**。これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、**各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用することを目指す**。
- このため、**自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出する**。
- **国は、財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う**。その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた自治体の負担の在り方について合わせて検討する。
- また、**目標時期を2025年度**とし、それに向けて自治体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。その際、17業務の標準化並びに共通化について、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。
- なお、取組においては、**多様な自治体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、自治体にわかりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

マイナンバーカードの普及促進

令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算の概要（マイナンバーカード関係）

令和2年度第3次補正予算（案）：1,321.7億円

1. マイナポイント事業の拡充（3月末までにカードを申請した方に対象を拡大し、期間を半年間延長、対象人数を拡充）【250.0億円】
2. マイナンバーカードの普及に係る対応策強化【1,032.1億円】
 - （1）広報活動の強化（TVCM等の広報やショッピングセンター等での申請受付キャンペーン事業の実施等）【108.2億円】
 - （2）市町村による普及促進や交付体制のさらなる充実の支援【783.3億円】
 - ① 臨時交付窓口設置費用の支援（補助金の増額）【426.5億円】
 - ② 出張申請受付や申請サポートの支援（補助金の増額・新たに宣伝費用や集客経費などを補助対象として拡充）【250.6億円】
 - ③ 交付効率化に資する機器等の導入支援（交付管理システム及び券面記載事項変更ための機器購入への補助）【106.2億円】
 - （3）さらなる安定稼働に向けたシステムの充実等【140.6億円】
 - ① マイナンバーカード関連システムの増強（災害時等におけるバックアップ体制の充実等）【108.4億円】
 - ② マイナンバーカードの海外継続利用に係るシステム改修【32.2億円】
3. マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等の実現に向けた実証等【39.6億円】

令和3年度当初予算（案）：1,325.8億円

6. 市町村のカードの交付に必要な端末の導入や人員増等に係る経費に対する国庫補助【592.6億円】

※うち、次期通常国会に提出予定の郵便局事務取扱法（案）の成立を前提に、郵便局での電子証明書の発行・更新等を可能とするための経費に対する国庫補助を新規追加（164.3億円）
7. J-LISに対し、マイナンバーカードの申請受付・発行や個人番号通知書の送付に要する経費等を補助【408.5億円】
8. マイナンバーカードの海外継続利用に係るシステム改修【49.6億円】
9. 引越しワンストップサービスシステム改修【4.6億円】
10. 地方公共団体の情報連携に必要な情報システム（中間サーバー）の整備に対する支援【20.5億円】
11. マイナポイント事業の拡充【250.0億円】

郵便局における電子証明書の発行・更新等関係 改正概要

改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

郵便局事務取扱法の一部改正

郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨

郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。

2. 郵便局取扱事務

地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、② (地方税の) 納税証明書、③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書

⇒ 本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加

3. 地方公共団体において必要な手続

郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

4. 報告の請求・秘密保持義務等

- ・ 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
- ・ また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
- ・ 指定を受けた郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
- ・ 郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。

⇒ 市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定も可能となる。

改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- J-LISは、署名検証者の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。

改正後の手続の流れ

※朱書き部分が追加される手続



改正の効果

- 署名検証者(民間事業者等)においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者(民間事業者等)に対する住所等の変更手続が不要に。

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵(鍵ペア)等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。

発行時



発行後



2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請(オンライン)を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

自治体の行政手続のオンライン化

地方の行政手続オンライン化について

○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（抜粋）

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

【取組方針】

①マイナポータルのUX・UIの抜本改善

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。



【国の主な支援策等】

- ・マイナポータルの全自治体接続環境（国による署名検証機能等）の構築【内閣府】
- ・マイナポータルのUX・UIの改善【内閣府】
- ・自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、市町村に提供【総務省】
- ・自治体内の接続等に係る財政措置（国費 ½ 249.9 億円 2022 年度まで）【総務省】

「特に国民の利便性向上に資する手続」(対象手続) の考え方

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

自治体のAI・RPAの利用促進

自治体のAI・RPAの利用推進（重点取組事項）

- AIやRPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべき。
- AI・RPAのいずれかを導入している団体は、2020年2月末時点で277団体であり、人口規模の大きな団体から導入が進んでいる。
- ただし、定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化など、根本的な対応策を検討し、その上でRPAの利用による自動化を行うことが有効。

国の主な支援策

AI・RPA導入ガイドブックの策定

- 業務効率化効果大きい、基幹系システムと連携したAI活用サービスの導入手順や留意事項等を含む、AI導入ガイドブックを策定し、自治体に共有
- RPAを導入する際の検討の進め方や、導入対象業務の選定の方法、取組事例などを盛り込んだRPA導入ガイドブックを策定し、自治体に共有

自治体行政スマートプロジェクト事業

- 自治体の基幹的な業務（住民基本台帳・税務等）の業務プロセスについて団体間比較を実施し、AIやRPAなどの技術を活用した業務プロセス構築の実証事業を行う。

市町村の共同利用の支援等

- 市区町村において複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援の仕組みを構築
- 2021年度のAI・RPA導入に関する経費については、情報システムの標準化・共通化を行う17業務を除き、所要の財政措置（特別交付税（措置率0.3））を講ずることとし、都道府県、市町村が協定の締結等をした上で共同調達を行う場合には財政措置を拡充（特別交付税（措置率0.5））

テレワークの推進

テレワークの導入・推進に向けた今後の取組について

令和2年度の取組

新型コロナウイルスの感染症対応の中で明らかになったテレワークによる業務上・労務管理上の課題を整理し、対応策を調査研究した上で、地方公共団体での導入の参考になる情報提供を行い、地方公共団体のテレワークを推進する。

【具体的な内容(※一部取組中)】

- テレワークがうまく活用できた業務・活用できなかった業務を調査・整理
- テレワーク実施時における労務管理について、地方公共団体、民間企業のノウハウで効果的な取組を調査
- これらを踏まえた導入のステップを整理

上記取組を踏まえ、令和3年度も引き続き課題・対応策を調査研究し、情報提供

【参考】デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築(総務省重点施策2021)(抄)

I デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築

1 国・地方を通じたデジタル・ガバメントの推進

[1]自治体DX(行政手続オンライン化、AI・RPAの活用、自治体情報システム標準化等)の推進

(1)自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

④地方公共団体におけるテレワーク

・地方公共団体におけるテレワークについて、職員の多様な働き方の実現に向け、その導入を推進するとともに、新型コロナ対応を踏まえた課題を整理し、テレワークの更なる推進に向けた対応策の調査研究、情報発信を行う。

【予算】地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた情報発信 0.1億円(2年度 0.1億円)

地方公共団体のテレワークのセキュリティに関する通知について

新型コロナウイルスへの対応等を踏まえたテレワークセキュリティ要件について（令和2年8月18日通知）

【通知の概要】

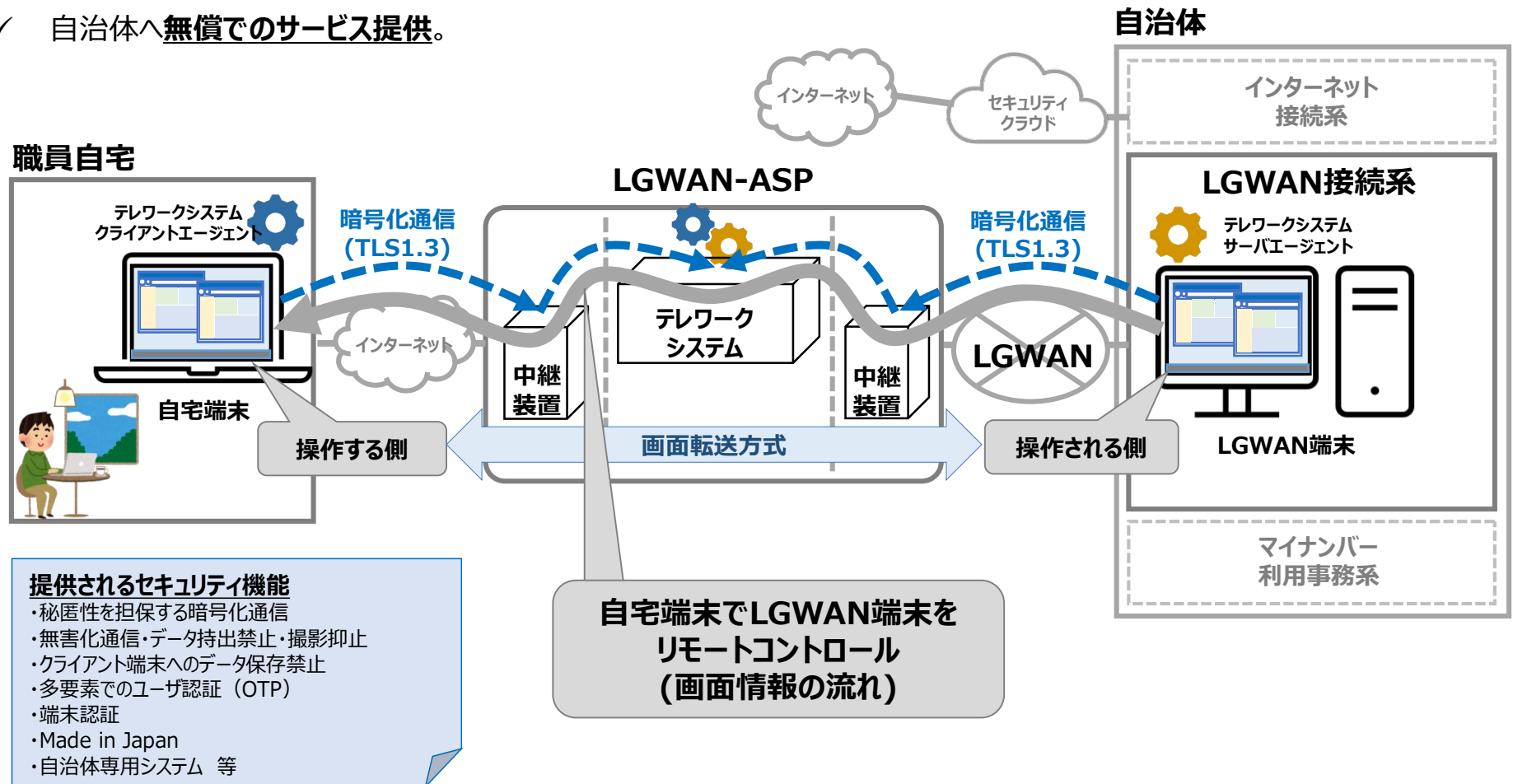
- 自治体における新型コロナウイルスへの対応等による業務継続や働き方改革の要請の急速な高まりを踏まえ、従来から通知していた閉域SIMによる接続サービスを利用したテレワーク方式に加え、比較的速やかに導入が可能なインターネット回線を使用した安全性の高いテレワーク方式やテレワークの導入に当たっての基本的な考え方等を通知

【通知のポイント】

- ・庁外からのテレワークの検討にあたっては、「取り扱う情報の重要性」を踏まえ、対象資産を明確にすること
- ・取り扱う情報の重要性によっては、テレワークを認めないように規則を定めたり、アクセス制御などの技術的対策を行うこと
- ・大量又は機微な住民情報を扱う業務については、庁舎と同等の物理的な対策がなされたサテライトオフィスを除き、テレワークの対象外とすること
- ・安全性の高いテレワーク方式として以下の方式が想定されること
 - ①閉域SIMによる接続サービスを利用してLGWAN接続系の端末に接続するモデル
 - ②LGWAN-ASPサービスを利用して庁内にあるLGWAN接続系の端末に接続するモデル
 - ③インターネット接続系を経由してLGWAN接続系の端末に接続するモデル

新型コロナウイルス感染症対策による職員の在宅勤務のニーズの高まりを受け、自治体職員がLGWAN接続系を利用した在宅勤務（テレワーク）を容易に実現可能とする仕組みを、情報処理推進機構（IPA）との共同実証実験事業として提供。

- ✓ 自治体LGWAN接続系へのテレワークを可能とする**LGWAN-ASPでのサービス提供**。
- ✓ 情報漏洩対策も踏まえた画面転送方式で提供する**リモートコントロール**の採用。
- ✓ 自治体へ**無償でのサービス提供**。



自治体テレワーク推進実証実験事業の公募・参加団体について

参加団体の公募状況

- 全国の地方公共団体に、本実証実験参加に関する公募案内を送付し、LGWANポータルサイトで参加申し込みを受け付け。
(募集期間：令和2年10月15日から令和2年11月11日まで) 公募の結果、460団体から参加申込みがあった。
- 参加申込みがあった460団体の全てに対して、令和2年11月24日に参加可能の旨を連絡、令和2年11月27日に利用可能な端末数を通知。同日以降、各団体において順次、本テレワークシステムの利用を開始。

参加団体の内訳

団体	団体数	参加団体数	比率
都道府県及び政令指定都市	67	19	28.4%
特別区（東京23区）及び中核市	83	35	42.2%
市（中核市除く）	712	291	41.0%
町村、一部事務組合等	1,009	115	11.4%

採択団体数：460団体
利用端末数：約34,000台

デジタル人材の確保・育成

地方自治体のデジタル化に向けた人材確保の必要性

- CIO補佐官はCIOのマネジメントを専門的知見から補佐する役割を担うが、現在、外部デジタル専門人材を任用している市町村はほとんどない。また、今後のデジタル化を進めていくため、外部から専門人材を招き、登用したいというニーズがある。

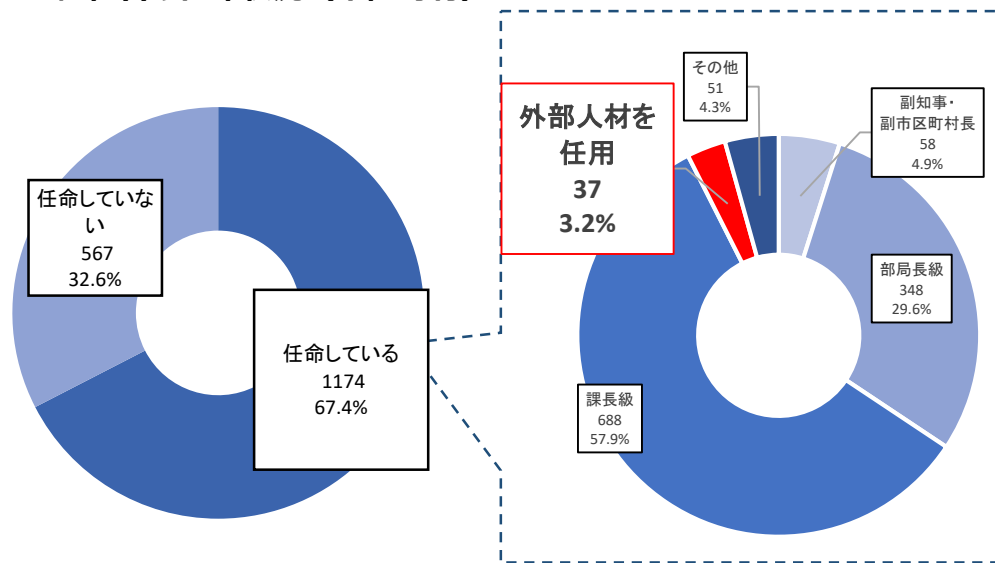
外部人材CIO補佐官設置市町村（37団体／1741団体）

※現行制度（任期付職員、特別職非常勤職員）の活用により民間のデジタル人材の柔軟な任用が可能

- また、自治体の情報化担当職員の確保・育成も課題となっている。

（※情報化担当職員が5人以下の市町村が6割以上）

・CIO補佐官の任命状況（市区町村）



出典：総務省「自治体情報管理概要」（2019年3月）

・市町村へのアンケート結果（R2.10地情室実施）

○システムの標準化等のDXを進めるに当たっての課題
※複数回答あり

回答項目	割合
財源の確保	83.9%
情報主管課職員の確保	63.6%
デジタル専門人材の確保	37.0%
組織体制（CIO・CIO補佐官）の確立	36.2%

○デジタル専門人材の確保に当たっての課題
※複数回答あり

回答項目	割合
人材をみつけれない	82.4%
適切な報酬が支払えない	51.7%
勤務条件が折り合わない	22.9%

出典：総務省「デジタル専門人材の確保に係るアンケート」（2020年10月）

地方自治体のデジタル人材の確保・育成のための支援（案）

【外部人材の確保】

プロパー職員が担うことが多いCIOを補佐するCIO補佐官等を想定。高度なデジタル知識を有していることが期待される。

- **デジタル庁・総務省・都道府県が連携**して市町村のCIO補佐官等の外部人材任用等を支援（複数市町村での兼務等を想定）
 - ・デジタル庁 : デジタル庁人材と自治体向け人材を同時にリクルーティング、人材のレベル維持
 - ・総務省 : デジタル庁・企業の協力のもと都道府県へ人材紹介
 - ・都道府県 : 地域の人材の掘り起こし、市町村のニーズの調整
- ※新たに、市町村が外部人材を雇用する場合の経費について特別交付税措置（措置率0.5）を講じる。

【内部人材の育成】

プロパー職員を想定。基本的なデジタル知識を有していることが期待される。

- **デジタル庁・総務省が連携**して以下の取組を実施
 - ・自治体のデジタル担当職員とデジタル庁との対話を促進するため、オンラインでのデジタル化に関する意見交換の仕組みである「**共創プラットフォーム**」を創設
 - ・デジタル担当職員に対するデジタル庁等の**研修**
 - ・自治体のデジタル担当職員の**デジタル庁への出向**等のキャリアパスを通じたデジタル人材としての育成

国、都道府県による市町村の外部人材確保支援の仕組み（案）

※ 詳細は関係者間で要調整

自治体のDX推進のため国の支援のもと、**都道府県が、外部人材の発掘、紹介・調整を行うことにより、市町村の人材確保を支援**する。

【デジタル庁】 自治体向け人材の掘り起こしやレベル維持

- ・ 人材を公募する際に地方自治体への関心がある者について総務省へ情報を連携する。
- ・ 地方自治体のCIO補佐官等に対し研修等を行い、レベルを維持する。

【総務省】 デジタル庁・企業の協力のもと都道府県へ人材紹介

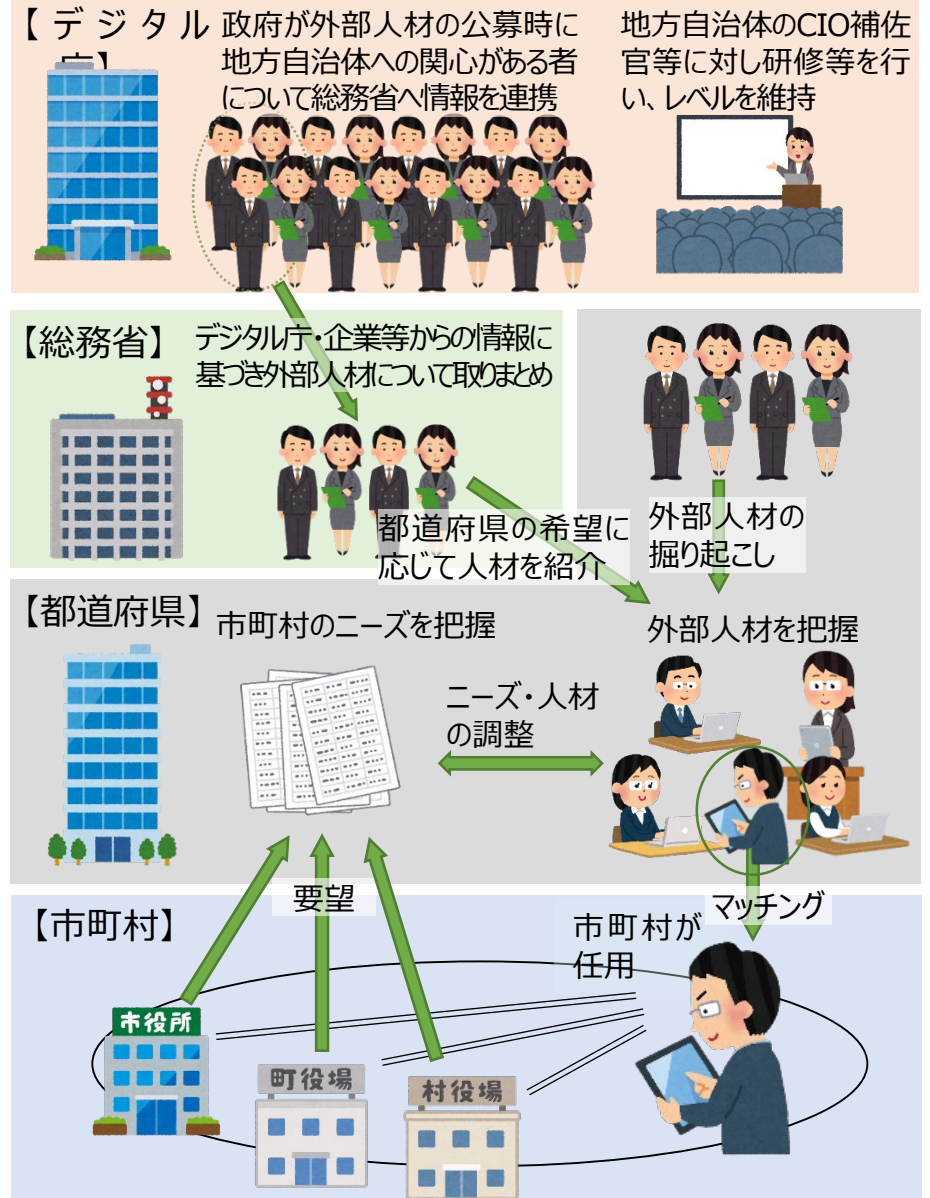
- ・ デジタル庁、企業等からの情報に基づいて外部人材について取りまとめを行う。
- ・ 都道府県の希望に応じて人材を紹介する。

【都道府県】 地域の人材の掘り起こし、市町村のニーズの調整

- ・ 市町村の外部人材のニーズを把握
- ・ 県職員OBや地場ベンダなど、外部人材となり得る人材の掘り起こしを行う。
- ・ 限られた外部人材を有効に活用するため、人材の紹介を希望する市町村に対して外部人材とのマッチングに必要な調整を行う。

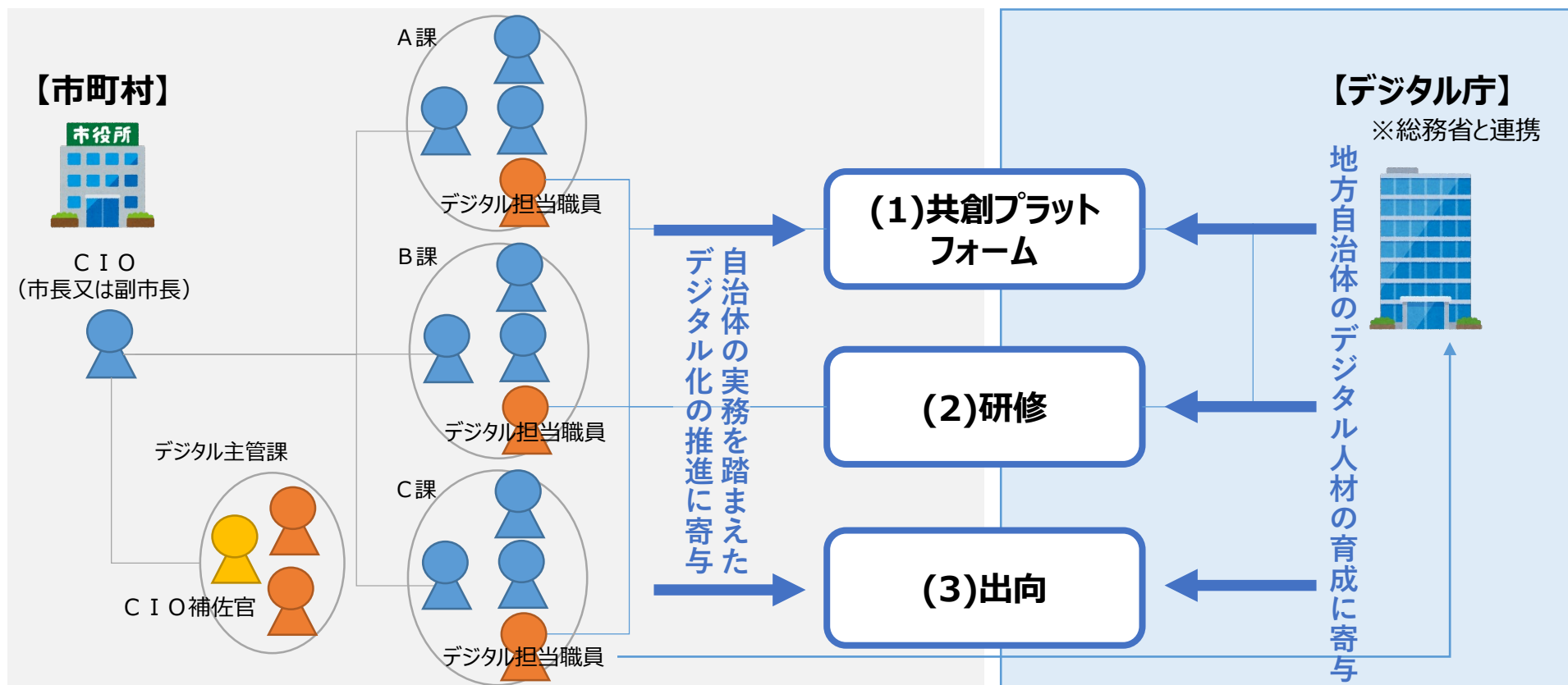
【市町村】 外部人材を任用（複数市町村での兼務含む）

- ・ 都道府県の調整に基づき、必要な外部人材を任用等（複数市町村での兼務含む）する。



地方自治体における「デジタル担当職員」の育成について（案）

- 改革マインドとデジタルの知識（レベル1～2程度）を持ったデジタル担当職員が、デジタル主管課のみならず、実務を担う各部局にも配属され、所管の自治体業務におけるDXを推進。
- デジタル庁は、意欲を持った職員と「**共創プラットフォーム**」で対話。職員にとっては、対話を通じてレベルアップ。
- **研修を実施**するとともに、デジタル担当職員を**デジタル庁に出向**させること等により、育成を支援。
- 上記の取組みについて総務省・デジタル庁で連携して推進。



地域社会のデジタル化

地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度
（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

令和3年度「デジタル活用支援」の全体像

■ 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、国民がデジタル社会の利便性を実感できるよう令和3年度以降、幅広い関係者を巻き込んで「デジタル活用支援」を展開

- 高齢者等に対して、オンラインでの行政手続や民間サービスの利用方法等に関する説明会・相談会を全国で実施（国直轄補助事業）
- 併せて、地方公共団体による地域住民に対するきめ細かな取組を促進（R3年度地方財政対策における「地域デジタル社会推進費（仮称）」を活用）

国直轄の補助事業

- 携帯ショップや公民館などで、オンラインサービスの利用方法等を説明（令和3年度は全国1000箇所程度を想定）
- 教材や動画の作成、「デジタル活用支援員」を育成するための研修
- 事業用webサイトや、地方自治体との連携による周知広報

（説明・相談の例）

- マイナポータルやe-TAXの使い方
- オンラインによる診療や予約



連携

周知・教材・
動画・研修等

地方財政措置の活用

（取組例）

NPOや地域おこし協力隊など地域の幅広い関係者に対する委託等により以下の業務を実施

- アプリの操作、エラー発生時の対応といった住民からの日常的な相談への対応
- オンラインでの行政手続等に関する出張講座の開催
- などのアウトリーチ型支援



※人材育成のため、国事業による研修等の受講も可能

<幅広い関係者の例>

携帯キャリア
販売代理店

地元のICT企業
PC教室

地方自治体

商工会議所
商工会

社会福祉協議会
シルバー人材センター
NPO

地域運営組織
地域おこし協力隊
集落支援員

(参考) 令和2年度 デジタル活用支援の事例

- 令和2年度、デジタル活用支援の担い手、実施体制等を検証するために実証事業を実施
- 全国11箇所で、様々な実施主体や支援対象等の説明会・相談会を実施

<事例①会津若松市の取組>



※本年10月の説明会の模様

実施団体代表	(株) エヌ・エス・シー (※携帯電話販売代理店)
その他実施団体	会津若松市
実施地域	福島県会津若松市全域
支援員の属性	① (株) エヌ・エス・シーの社員 3名 ② 会津大学等の学生 3名、高齢者 1名
講座内容	Wi-Fiのつながり方、データ通信量、QRコード読み取り、セキュリティ、アプリのダウンロード (COCOAで実践)、マイナンバーカード・健康保険証利用 等
主な支援対象者	スマホ所有の高齢者 (1講座当たり定員20名×3回実施予定)

<事例②福井市の取組>



※本年10月の説明会の模様

実施団体代表	グラスITフィールズ (株) (※地元ICT企業)
その他実施団体	福井市、(有) ハートブレーン
実施地域	福井県福井市全域
支援員の属性	① (株) グラスITフィールズの社員 1名 ② 福井市公民館会員、スマホサークル講師等 5名
講座内容	Wi-Fiのつながり方、Googleアカウント取得、LINEの使い方、マイナンバーカードの申請 等
主な支援対象者	① スマホ所有の高齢者 (1講座当たり定員31名×4回実施予定) ② 聴覚障害をお持ちの方